

タイトル	「摂関政治」に関するノート： 臈谷・山中および北山氏による『藤原道長』を踏まえて
著者	町田，一也
引用	年報新人文学，6：170-187
発行日	2009-12-31

# 「摂関政治」に関するノート

— 隴谷・山中および北山氏による『藤原道長』を踏まえて —

日本文化専攻 博士課程二年

町田 一也

はじめに

「摂関政治」は九世紀中葉、藤原良房・基経から始まったとされている。彼らによる政治は「前期摂関政治」と呼ばれることもある。「摂関政治」は延喜・天曆の治を挟みながら断続的に継続し、道長・頼通の時代に全盛期を迎えると言われてきた。

筆者は現在、摂政・関白・大臣などの職掌の視点から、良房や基経の政治の特質の検討を進めている。大臣の職掌は養老令に規定されているが、令外官である摂政・関白が置かれたことにより大臣の職掌・地位はどう変化したのか、その有無も含めて今後考えていきたい問題である。

本稿では、藤原道長が就いた摂政・内覧などの職掌と内実を、先行研究に依拠して概観するものであり、この

作業を通して今後、良房・基経期に道長・頼通による全盛期「撰関政治」の淵源を求めることができるかどうかを考える糧とした。

道長を扱った著書・論文は数多あるが、ここで扱うのは刊行順に北山茂夫、隴谷寿、山中裕三氏がそれぞれ著した『藤原道長』である。

隴谷氏の『藤原道長』はミネルヴァ書房の「ミネルヴァ日本評伝選」シリーズの一冊として二〇〇七年に刊行された。また、山中氏の『藤原道長』は吉川弘文館の「人物叢書」の一冊で、二〇〇八年刊行である。このように近年、相次いで藤原道長伝が刊行されたことを踏まえ<sup>1)</sup>、各氏は「撰関政治」の特質をどう論じているのかという問題に絞り、自己の課題との関係で検証してみたい。なお、隴谷・山中両氏の著書に対し、北山氏のそれは岩波書店から一九七〇年に刊行されたもので、他の二氏より時期が離れており、既に一定の評価がなされている書ではある。しかし、二氏に先行する『藤原道長』という表題の単行本を代表するものであるので、ここで改めて検討の素材とした。

一、三氏の研究の視座

三氏の著書の目次は次の通りである。

北山	隴谷	山中
序章 ある日の道長 第一章 権力の道において 第二章 クーデタとその後 第三章 寛弘時代の道長 第四章 摂政の座の一年有糸 結章 無量寿院の大殿	はじめに 第一章 藤原北家の躍進と兼家 第二章 若き時代 第三章 政界のトップに躍り出る 第四章 外戚を目指して 第五章 この世はわが世 第六章 迫りくる死	はしがき 第一 九条家の流れ 第二 彰子の入内・立后 第三 末娘嬪子の誕生 第四 敦成・敦良親王の誕生 第五 三条天皇の即位 第六 後一条天皇の即位 第七 道長の最期 終章 道長の遺産―摂関政治の評価―

道長を含めた藤原氏による摂関政治・政策論については、三氏とも特に章を設けて展開しておらず、そのことに関する記述は全体に散見する。道長の政治・政策に限れば、北山氏が道長の受領・地方政治への関わりを中心に、第三章の後半で総括している（後述）。

三氏は著述を行ううえで、道長の日記『御堂関白記』を根本史料に、また、同時代の『小右記』、『権記』、『左

経記』などを傍証に使用している点では共通している。だが、これらの他の傍証に使用している史料の比重や論述上の視点の違いには注目すべき点がある。

北山氏は道長の最盛期である寛弘時代（一〇〇四―一〇一二年）の道長の「生活の究明」、「政治的・民間宗教的動向の検討」に主力を注ぐと述べる。その上で、素気ない記述の『御堂関白記』などの古記録では道長の全体像を描くには不十分として、『紫式部日記』を重視している。

山中氏は『栄花物語』は「史書」だったとし、文学・物語としての価値以上に史料的价值を有すると、本書を高く評価している。史料をもとに歴史を叙述するという現在の史家が行うスタイルを『栄花物語』もっており、従って同書は一つの「史観」であると山中氏は考えているのである。

隴谷氏も『紫式部日記』や『栄花物語』などを用いているが、それらに対する史料的价值などには特に言及していない。

## 二、道長の政治姿勢に対する評価

北山氏は、道長を「積極的な政策をもたぬ大権勢家」とする一方、道長の生前は内乱が無かったことに注目し、道長が内乱の発生を防ぐための方策を講じていた可能性があると述べている。道長による政権掌握を九九五（長徳元）年の内覧就任に求め、以後の道長の姿は「白河・後白河らの法皇たちの原型」として、院政との共通性をうかがわせる見解を示している。この点が北山氏の主張の大きな特色といえる。

隴谷氏は「千年に及んだ摂関体制の覇者」、「病と闘いながら頂点を極めた男」と道長を評している。また、摂

関政治は院政とともに、「天皇の力の後退」とする。北山氏の「道長の生き方は、白河・後白河らの法皇たちの原型である」という見方には、「そのまますんなりとは受け入れ難いようにも思う」として、自己の道長伝は北山説の検証の意味を込めた論述になると明言している。ただ、北山説の当否については総括されていない。

隴谷氏はまた、撰関の条件は「娘に恵まれること」、「その娘の成長の暁には天皇ないし将来天皇になりうる人に配すること」、「そこに皇子が誕生すること」と述べ、外戚の地位確立に大きな成功を収めたのが道長だと述べている。

すなわち、北山・隴谷両氏は天皇家との外戚関係に注目し、道長の「野心」が外戚関係の構築による地位確保であったと考えている点で共通している。北山氏は、藤原氏には従来、「皇族への劣等感」があつて、「撰関の家につらなるものは、伝統的に、皇統をひく女性を娶ろうとする傾向が強かった」と述べている。道長は宇多源氏で左大臣にまで昇った雅信の女倫子、同じく左大臣源高明の女明子を娶っている。これらは、「兄の道隆、道兼につづいて、撰関の地位につく日」にそなえるものだったとする。すなわち、官人として歩み始めた時から道長はすでに撰関の地位を見据えていたと北山氏は考えているのである。隴谷氏も、道長は「賜姓皇族の尊貴性目をつけて」源氏の女性との結婚を積極的にすすめたと述べ、また、道長の最大の功績は、「何といつても二重三重に手をうって天皇家との外戚関係の維持につとめたこと」とする。道隆や伊周との対立などは、その実現のため手段だったと捉えているようである。

山中氏は、一条・三条天皇の時の道長は内覧・准摂政であったことについて、「周囲の事情をよく見きわめようとしたことの現れ」、「謙譲の美德」と道長の姿勢を評している。その道長が行った政治についても「道長を中心として理想的なよき政治が行われていた」と述べる。この「よき政治」とは、大津透氏が言うところの「天皇

と皇后、撰関、さらに大臣以下の公卿が連合して政治にあたった」<sup>(2)</sup> ことを指している。加えて、紫式部ら女流作家たちが続出したことも、道長の「よき政治」が背景にあったとするなど、三者の中で最も道長に肯定的な評価を与えているということになる。

また、道長が賜姓源氏の女性を娶ったことについては、「祖父師輔に倣うところがあつたのだろう」とし、「道長は五男というハンデを乗り越えるべく」高貴な出自の女性との結婚を望んだという見解を示している。北山・隴谷両氏は道長が皇族と肩を並べようとしたと考えているのに対し、山中氏はむしろ藤原氏内部での地位確保もしくは上昇を道長が考えたと述べているところに、明確な違いがある。山中氏は「父兼家や兄道隆のように高位高官になることが人生の最高の希望で、人をおしのけても自分が最高の地位に」つくという「野心」を道長は持っていなかったと述べている。「野心」の意味するところはほぼ三氏共通していると言って良いだろう。

### 三、内覧と関白

道長は関白にはならず、一条天皇・三条天皇の時代を通して内覧で過ごした。ここで、道長の時代の撰政・関白・内覧がどのような職掌なのか、まとめておきたい。

撰政の職掌は、天皇に代わって叙位・除目・官奏を覧ることにある。二条良基の著した『百寮訓要抄』(一三八〇年ころ)には「天子にひとしくする職」とされるが、撰政は詔勅の発布が出来ず、儀式において天皇の代役とはなり得なかったため、必ずしも「ひとしく」とは言えないところがある。

内覧は、太政官から天皇に奏聞すべき文書すべてを事前に見ることが役目である。天皇への奏上文書に予め目

を通すことの出来る点で関白と似ているが（予め文書に目を通すことを本来、内覧という）、天皇と太政官の間を往復する文書に限られているところに内覧の特徴がある。

これに加え、内覧の場合、一上の政務を行うことが出来るのも、関白との違いである。一上とは第一の上卿、すなわち主に左大臣であるが、関白になると一上の権限は次席の大臣以下に譲らなければならない（このことは、太政大臣、摂政も同様である）。内覧であれば一上として、奏上の必要のない文書に目を通しかつ決裁も出来るが、関白は太政官の文書については奏上が必要とされない限り、見ることにすら出来なくなるのである。

なお、関白は摂政とともに、大臣経験者が任じられる。一方、内覧は藤原時平・菅原道真以来、大臣未経験者でも就任できる職だった。

以上は摂政・関白・内覧に関する通説だが、北山・隴谷・山中三氏もこうした通説に基づいて論を展開している。

#### 四、一条天皇の時代

九九五（長徳元）年四月、関白藤原道隆が死去した。前月、病に倒れた道隆は天皇に対し、次男伊周を後任として関白を代行させるよう要請している。一条天皇の勅命は奏聞を要する文書については、関白煩病の間、「先づ関白に触れ、次いで内大臣に触れ」るようにとの内容だった。関白の職を専ら代行するものだと考えていた伊周は、その勅命に反論した。翌日、天皇は伊周に内覧を任せたが、「関白病ひの間」という条件付きでの代行命令だった。伊周の母方の親戚である高階氏が「間」を「替」に改めるよう、外記などに迫ったらしいが、拒絶され、天皇も伊周側の要求を認めなかった。

また、四月に入り、道隆は隨身を返上した。伊周は自らが関白を代行する以上、これも譲り受けるべきものと考えていたが、天皇の勅命は関白の隨身の人数減だけだった。従来、撰関以外の大臣は隨身を賜っていなかった。内覧である伊周は隨身支給の対象にはならなかった。しかし、先例があるとのことで、伊周に隨身が支給された。道隆はこの時、再度関白を伊周に譲りたいとの奏請を行ったが、ここでも一条天皇は伊周の関白就任を認めなかった。

道隆は四月十日に死去したが、この後少しして関白の詔は伊周ではなく、道隆の弟である右大臣道兼に下された。しかし、道兼も五月八日に疫病で死去する。

一条天皇は次の関白・内覧を道長、伊周のどちらにするか迷った結果、東三条院詮子の勧めもあって、道長に決めた。

『御堂関白記』をもとに、一上・内覧両方の権限を發揮している道長の姿を見たい。一〇〇四（寛弘元）年三月を例に取ってみると、七日に道長は陣定に出席し、諸国申請の雑事を議定した。これは一上として果たしたことになる。二日後の九日には陣座に出向き、官奏を奉仕した。官奏は道長の奉仕後、天皇に奏上されているので、官奏を奉仕することが内覧ということになる。

北山氏は「一条天皇は道長によい感情をもっていなかったという伝承」を真相を衝いたものとして評価する。

一条天皇は中関白家を頼りにしていたが、道長にはばかって対立を恐れ、伊周を関白に起用しなかったというのが北山氏の見解である。

隴谷氏も北山氏と同様、一条天皇と道長の不和を重視している。その不和は『大鏡』が語るものである。この二人の仲に割って入ったのが国母詮子である。道長にとって姉詮子は「幸運の女神である」とし、詮子も兄弟の

中で道長を特に可愛がっていたことが、道長の内覧就任につながったと見ている。また、元木泰雄氏の「当時は、まだ官職を父子相承するというイエの論理は定着していなかった」という見解<sup>(3)</sup>に賛意を示している。

道長がこの後、左大臣になっても一条・三条天皇の時代を内覧で通したことについて、「このことが内覧の地位を高め、内覧は撰関と並ぶ地位となり」と述べている。どのような点で内覧と撰関の地位が並ぶのか、その説明が不足している。

山中氏は道長を評するにあたり、一貫して先述の「謙讓の美德」と同種のことを述べ、道長に「野心」はなかったとしている。また、『古事談』が語る道長と一条天皇の不和、あるいは一条天皇の苦悩については、「おおげさに考えない方がよい」とする土田直鎮氏の見解<sup>(4)</sup>に同調している。道長は一条天皇との関係が良好であり、国母たる東三条院詮子、そして公卿たちの意見をよく聞き入れてことを運んでいく。天皇と詮子および道長ら三者の意思疎通に尽力したのが藤原行成であり、『権記』をもとに、天皇が道長に不満を持ったとは考えがたいと、締めくくっている。

## 五、三条天皇の時代

### (一) 内覧就任

一条天皇が一〇一一（寛弘八）年五月末に重態に陥った時、皇太子であった居貞親王の次の東宮を誰にするかで、議論があった。一人は定子所生の敦康親王であり、もう一人は道長の女彰子が生んだ敦成親王である。この時、敦康の母定子、外祖父道隆、叔父伊周の三人がすでに死去していたため、敦康親王の後見が隆家だけという

状態だった。それに比して、敦成親王は左大臣道長を外祖父に持つていたことが大きな強みであった。

一条天皇が次期東宮をめぐって悩んだことについては、藤原行成が日記に記している。敦康親王が立太子することを承伏しないのは、他ならぬ道長であることを行成が天皇に伝えたためである。行成は天皇に、敦康親王を厚遇（年官・年爵・別封）することを進言し、天皇もそれを聞き入れて居貞親王に申し伝え、親王もそれを約束した。居貞親王は三条天皇として六月、即位し、敦成親王が立太子した。

三条天皇が道長に内覧の宣旨を下したのは八月二十三日だった。天皇は道長を関白に就任させたかったようだが、道長は自ら「今年重く慎むべき」ことがあつて辞退したと『御堂関白記』で述べている。

山中氏はこの言葉にも注目し、とりわけ物忌に対する強い意識があつたのだろうと、道長の野心などではなく、やはり性格に起因するものだと述べている。

一方で、道長が一条・三条天皇の時代を通して摂政・関白に就かなかつた理由を、山中氏は内覧という特権的地位を確保した上で、太政官の政務をも掌握しなかったからとも述べている。氏は森田悌氏の研究<sup>(5)</sup>を引用して、道長は上卿として官符作成に携わることが多いことを挙げている。こうした点から、「道長の執政者としてのしたたかな一面」を見出せるというのである。

隴谷氏も、道長が一上の権限にこだわっていたと述べている点では、山中氏の見解と一致している。ただし、道長には「将来をみずえると、それはまずいという判断もあつたかと思う」と述べ、道長の野心を強調するかのよな見解を示している。また、「今年重く慎むべき」ことがあつたと述べる道長の言葉には注目していない。

## (二) 内覧から准摂政へ

三条天皇は失明に近いほどの眼病を患っており、一〇一五（長和四）年三月十一日以降、官奏を覧ることすら出来なくなっていた。そのため、道長は天皇に讓位を迫っていたことが『小右記』にもみえる。

天皇の政務を代行するのが摂政であり、摂政は叙位・除目・官奏を行うものであることは、先述した。三条天皇は八月、道長に官奏を覧るべき仰せを下したが、これが摂政就任の要請と思ったのか、道長は拒否している。その理由は先述の通り、道長の太政官政務へのこだわりがあったということだろう。

三条天皇は十月二十七日、道長に准摂政の宣旨を下した。准摂政は除目を行うこと・官奏を覧ることという通常の摂政の任に加え、一上の権限も認めたものである。

山中氏によれば、道長が八月の時点で官奏を覧るよう求められても拒否したのは、先例に則っていないためだとも述べている。その先例とは、冷泉天皇の御悩の時、天皇の宣旨を得て実頼が官奏を覧たという事例を指している、事実、このことを道長は実資に調べさせることで知った。

臈谷氏は道長の准摂政就任について、「この時点で道長は天皇を完全に抑えた」と述べている。天皇と太政官の間を往来する文書を先んじて覧るのが関白・内覧の権限であったが、加えて本来天皇しか持ち得ない叙位・除目の権限を手に入れた。さらに一上として太政官を取り仕切るとなれば、臈谷氏の言葉の通りということになる。実際、道長は十月二十七日の除目を、天皇の出御なしに行っている。ただし、事前に天皇の承諾を得ようとしていたので、天皇を蔑ろにしようとしたとは一概には言えないのではないだろうか。

北山氏は道長と三条天皇の間に確執があったこと、そして道長は外孫敦成親王即位・摂政就任を目標に「天皇を退位においつめたというのが三条朝の宮廷史の内実」と述べている。天皇はあくまで政務へのこだわりを見せ、

病氣平癒までの時間をかせぐべく、道長を准摂政に任じたというのである。

こうした道長と三条天皇が対立していたとする見解は、隴谷氏も北山氏も『小右記』に基づいて示している。天皇を軽視し、独断で政務を執行しようとする姿勢を道長に見出すならば、旧来の摂関政治に対するイメージと大差ないだろう。これに対して、山中氏は、道長が天皇に讓位を迫った背景には、病に悩む天皇への配慮もあったと述べる。外孫敦成親王を即位させる狙いがあったとする『小右記』の記述のみに注目しては、「道長も救われたいのではないだろうか」と山中氏は述べる。その見解は、道長と天皇よりも、実資が持つ道長への嫌悪感を考慮に入れたものと思われる。事実、実資は天皇の病とそれによる政務の停滞で落ち着かない道長について、すべては三条天皇退位・敦成親王即位への期待にあると解釈している。ただし、実資は道長の一連の言動を隆家・資平らからの伝聞として『小右記』に記している。伝聞にも誇張があったと考えられるのではないか。

## 六、後一条天皇の時代

病がいよいよ重くなった三条天皇の讓位を受け、一〇一六（長和五）年正月二十九日、敦成親王が即位した。後一条天皇である。天皇はまだ九歳の幼帝であり、道長は摂政に就任する。道長は准三宮となり、年官年爵ならびに封三千戸を賜ったが、それは良房の先例に倣ったものだった。

その道長の住む土御門第が、七月二十一日に、次いで枇杷殿が九月二十四日に焼亡した。その間、八月、九月、初旬に火事があり、放火の可能性を道長は指摘している。北山氏は「受領、権門の邸宅がおもにねわれていた」、山中氏は「政情への不満でもあったのだろうか」とするなど、摂関を中心とした支配への不満が火事につながっ

たという見方で共通している。

北山氏と隴谷氏は、この火事で受領たちが任国から見舞いに駆けつけていることに注目している。特に北山氏は、道長が新第を建設する費用を拵って負担したのではないかと述べている。道長は摂政として除目の権限を持つから、受領たちは将来の国司再任を望み、道長に寄付してきたものと考えられるだろう。

一〇一七（寛仁元）年正月、三条上皇が死去した。葬列に道長は体調不良を理由に出席しなかったが、天皇の晩年、讓位をめぐって道長は天皇との駆け引きがあったため、「疲れ」があったのではないかと北山氏・山中氏は指摘する。

二ヶ月後の三月四日、道長の嫡男頼通が内大臣となった。前年の一〇一六（長和五）年末に道長が摂政のまま左大臣を辞していたので、右大臣顕光が左大臣に、内大臣公季が右大臣、そして頼通は権大納言からそれぞれ昇進した。それから程なくして、道長は摂政も辞し、同日、頼通が摂政を継いだ。

摂政・関白は大臣経験者が任せられるものであったから、頼通は権大納言のままでは摂政職を引き継ぐことが出来ない。そのため、道長は自分が退くことで大臣のポストを空けて、頼通を大臣にしようとする計画性があったことを北山氏、隴谷氏は指摘する。

八月に入り、東宮敦明親王が退位の意向を道長に示した。天皇の子ではない親王にとっては、父三条上皇の死去が大きな後ろ盾を失ったことに等しかった。北山氏は「道長の存在そのものが太子には不安の根源であった」と述べる。隴谷氏は外孫敦良親王の立太子を画策した道長の意思が介在していたと述べる。なお、東宮が受けつぐ壺切の御剣を、道長は敦明親王には渡していなかったと実資は語っている。

東宮退位が、道長の画策か、それも東宮本人の意思によるものなのか、結論を出し難いが、親王は申し出通り

退位し、後一条天皇の弟敦良親王が立太子した。

十二月四日、道長は太政大臣に任じられた。この任太政大臣は、一ヶ月後に迫った天皇の元服に備えて、皇太后彰子の意思によるものだった。摂政・関白が職として成立を見た結果、太政大臣は太政官としての職務が無くなっていったが、この頃は天皇の元服式での加冠役を務めるのが太政大臣ということになっていた。

道長を太政大臣に任ずるとの宣旨は、摂政頼通が道長本人に伝えた。除目の権限は道長に代わって頼通が持っていた。翌年一月、後一条天皇が元服を迎え、予定通り道長は加冠役を務めた後、二月に三度の上表を経て太政大臣を辞任した。

太政大臣がいつから元服する天皇の加冠役を務めるようになったのかはわからないが、後に『御遊抄』（一五世紀中頃成立）では良房が清和天皇の元服で加冠役を務めたと記されている。そのため、九世紀の後半太政大臣が加冠役を務める習わしが形成されたのだろう。こうした太政大臣の役目は摂関職の成立と関係が深いことを思わせる。

### おわりに――課題と展望――

道長の内覧・准摂政・関白の就任とその前後の経緯及び内実を、北山、隴谷、山中三氏の見解を交えながら概観した。

これまで述べてきたことの繰り返しになるが、道長の時代において、摂政・関白は大臣経験者が就くもの、かつ一上の権限すなわち太政官の政務から離れなければならず、天皇への奏上などに主体的には関われないという

特徴があった。一方、内覧は大臣経験の有無を問わず任じられるものであり、一上の権限を手放す必要も無い。

本稿冒頭でも述べたが、こうした職掌のあり方が、「摂関政治」の始まりとされる良房・基経の時からあったか否かの検討が、今後の課題となる。今、良房について考えてみると、文徳朝での良房は官符に上卿として主体的に関与している。しかし、太政大臣に任じられると、その役目は弟で右大臣の良相が担うようになった（なぜ左大臣源信ではないのか、という問題はあがる）。良房の名で発せられた官符は皆無になるため、これにより一上の権限を良相に譲った可能性がある。また、良房は清和天皇の即位と同時に摂政に就いたとする『公卿補任』の記述も信憑性が増すだろう。

ただ、良房が病に陥る前後、少なくとも応天門の変ころまでは、太政官からの奏上に良房も筆頭公卿として名を連ねていることも見逃せない。太政大臣・摂政に就いた結果、太政官政務から手を引かざるを得なかったというのでは無さそうである。この辺りに良房の太政大臣・摂政としての政治と「後期摂関政治」の違いが考えられるのではないか。なお、北山・隴谷両氏は摂関の職掌・地位の時代的変遷は検討されていない。山中氏のみ、「実頼・師輔の時から次第に外戚（天皇の外祖父）の力が大きくなり、摂関政治は外戚政治であるといえるほど権威が高まる」とし、ここに良房・基経の時代との違いがあると述べるが、職掌の違いには触れていない。

北山氏、隴谷氏は道長の「野心」を強調し、同氏族である道隆や伊周と対立し、彼らを排除し、かつ天皇の権力を拘束する形で頂点を極めた、という見方を貫いている。道長に「積極的な政策」が無い、と述べるのは北山氏だが、両氏の見解は、権力を維持する手段として天皇の外戚という地位の獲得、および政治をあらゆる面で主導することが道長の一生涯だったということになる。

北山氏は道長の政治の特徴について次のように述べている。氏は、道長が「積極的な政策」を持たなかったと

序盤で述べ、本論では「何らの政策をうちださなかった」、「ほとんどこれといった有効な対策を講じなかった」、「地方政治は、ほとんど受領まかせ」と論じている。先にも述べたように、受領は重任を求めて道長に近づいたが、それは道長も受領の支援を必要としていたことの現れであろう。そういう姿勢が、地方政治には目を向けなかったように見えるだけだったと思われる。

一方、山中氏は両氏とは大幅に異なる。三条天皇との確執、後一条天皇の時代における道長の摂政・太政大臣就任から頼通の摂政就任に至る経緯、道長が最初から頼通に摂政を譲るつもりでいたなどの点では、北山、隴谷両氏とほぼ共通している。しかし、山中説の基本は、道長の「謙讓の美德」である。伝聞に依拠した記事が多いという『小右記』の特徴から、従来言われてきた一条天皇と道長、実資と道長の対立に疑問があるとし、温和な性情の道長を描出した点では、山中氏の著述に新鮮さが感じられる。北山氏は、道長家を中核とした貴族門閥制に天皇が政治的志向を拘束されたと指摘するので、山中氏の意見はこれと対照的である。

三氏の著書は道長の性格・人物像を描き出すことに主眼が置かれ、道長による具体的な政治・政策にはほとんど言及がない。人物伝という本の性格上、仕方のないことではあるが、この先、野心家あるいは温和といった性格づけが前提となつて、道長の政治・政策を論じてしまう危険性もある。三氏は『御堂閔白記』ほか史料を客観的に読み解いて、道長の性格を描出したのだろうか、そのことに問題があるとは言えないが、政治・政策の検討も客観的に行うことが必要だろう。

本稿では道長の撰閔・内覧の職掌とその内実を概観したが、それは道長の政治の外面を見たに過ぎず、実際にその職掌がどう機能したか、またどのような政策が実行されたかなどの記述・考証に力点を置いていない。今後は、道長の政治が頼通にどのように継承されたかも含め、より客観的に検証することが必要ではないかと思われる。

また、今回の検討を踏まえて良房・基経期の摂政・関白の職掌と道長のそれとの連続面・断絶面を明らかにし、比較し、良房らの「摂関政治」の特質解明に迫りたい。

(まちだ かずや)

〔註〕

- (1) 最近、倉本一宏氏による『御堂閔白記』の現代語訳全三冊が出版され（講談社学術文庫、二〇〇九年）、また、『小右記』の注釈本も刊行（八木書店、二〇〇八年）が始まるなど、道長が生きた十世紀末～十一世紀初頭の、国風文化最盛の時代に注目が集まっているといえる。
- (2) 大津透「撰関期の国家」（佐藤信ほか編『新体系日本史1 国家史』所収、山川出版社、二〇〇六年）による。
- (3) 元木泰雄『源満仲・頼光』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）による。
- (4) 土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』（中央公論社、一九六五年）による。
- (5) 森田悌『王朝政治』（教育社、一九七九年）による。

【参考文献】

- 大津透『日本の歴史06 道長と宮廷社会』（講談社、二〇〇一年）  
倉本一宏全現代語訳『御堂閔白記』全三冊（講談社学術文庫、二〇〇九年）